やまぐちの農林水産物等輸出コミュニティ会員募集要項

我が国は人口が減少し、国内食品市場が縮小していくとの見通しがなされており、産地間競争を勝ち抜いていくための取り組みは、大都市圏における販路拡大や地産・地消の推進に加え、今後は積極的な海外展開も視野に入れた対応が求められる情勢にあります。

やまぐちの農林水産物等輸出推進会議(事務局:山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課)では、山口県産農林水産物及びその加工品の輸出拡大を図ることを目的とし、事業者(生産者含む)や関係機関の交流・連携を促進する場として「やまぐちの農林水産物等輸出コミュニティ」を設置しています。

輸出事業の充実・拡大を検討されている方、輸出に興味のある方、関連情報だけでも欲しい方、いずれも歓迎します。

会費は無料で、海外市場調査や試験輸出に対する補助事業もあります。手続き も簡単ですので、是非、会員登録をご検討ください。

1 会員資格

原則として、次の(1)から(5)を満たす、山口県内の農林水産業の生産者又はその団体、加工業者、商社、流通関係事業者、金融機関、輸出支援機関、官公庁等とします。

- (1)山口県産農林水産物またはその加工品に係る輸出実績を有する者*又はその輸出に関する検討をしている者*であること
- (2)事務局が行う輸出実績(対象国、輸出品目、取引量・金額等(企業秘密に関するものを除く。))に関する調査に協力すること。
- (3) 次の情報を交流サイト(インターネット上の WEB サイト)に掲載することを了承すること。
- ア 会員の名称(会社名または団体名、会員が個人の場合は氏名)
- イ 本社及び主たる事業所の所在地
- ウ業種名
- エ 自社WEBサイトURL
- (4) 会員間において、(3)の会員情報のほか、担当部署(連絡先:電話番号、FAX番号、メールアドレス及び担当者名)、製造(生産を含む。)又は取扱品目、輸出実績の有無(有の場合、対象国・品目を含む)、輸出希望対象国及びその品目に関する情報が開示されることを了承すること。
- (5)次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という。)に該当すること。
- イ 反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していないこと。
- ウ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に 非難されるべき関係を有していること。
- ※個人、法人、任意団体いずれも可です。なお、法人にあっては、支店単位で申 込みをすることができます。

2 会費

無料とします。

3 登録手続

別紙様式に必要事項をご記入のうえ、事務局までご送付ください。

4 登録申込書 送付先

やまぐちの農林水産物等輸出推進会議事務局

〒753-0071 山口市滝町1番1号(山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課内)

TEL: 083-933-3550 FAX: 083-933-3359 E-mail: buchiuma-export@pref.yamaguchi.lg.jp

※メール、FAX、郵送いずれかでご送付ください。